Ⅲ地 域 保 健 福 祉 課

業務概要・・・

Ⅲ　地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯を通じた健康づくりと福祉の充実を目指し、保健師、管理栄養士、 精神保健福祉相談員等が管内市と保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、母子保健、成人・老人保健、栄養改善、 精神保健福祉事業を実施している。 また、肝炎、難病医療費等の助成および各種法令等に基づき児童福祉、ひとり親家庭等福祉、高齢者福祉、障害児・者福祉、配偶者暴力相談支援センター事業等に関する事務および相談業務を実施している。

1　保健師関係指導事業

管内市や関係機関と連携し、保健活動の窓口として地域の調整・支援を行い、広域的・専門的な保健指導業務を行った。

また、保健師の資質向上のため、管内や所内保健師活動状況を把握し研究会や会議を開催し、現任教育に取り組んでいる。

（1）管内概況

管内保健師就業数は、保健所（健康福祉センター）7名（地域保健福祉課4、健康生活支援課3）、野田市30名（保健センター24、福祉3、介護保険3）である。

表1－（1）管内保健師就業状況（令和7年4月1日現在）　　（単位：人）

区分／年度	総数	保健所	市　町　村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 5 年度	36	5	23	4	3	1
令和 6 年度	38	8	22	5	2	1
令和 7 年度	37	7	24	3	3	0

（2）保健所保健師活動

地域住民に対し保健活動を効果的に提供するために、各機関と連携を図り保健師活動を展開した。地域保健福祉課では慢性疾患を有する児とその家族・難病等を、健康生活支援課では感染症・結核を対象に家庭訪問、個別指導等の地区活動を実施した。

表１－（2）家庭訪問等個別指導状況（令和８年３月 31 日現在）　（単位：件）

区分／種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
				面接		電話	メール	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		57	114	152	185	668	405	257(12)
感染症（結核除く）		5	5	28	44	418	196	59(8)
結核		22	61	6	20	129	1	137(1)
精神保健福祉		4	4	5	5	8	0	0(−)
難病		19	39	43	44	58	0	34(3)
長期療養児		7	8	68	70	34	2	24(−)
生活習慣病		0	0	0	0	0	0	0(−)
母子保健	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0(−)
	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0(−)
	その他	0	0	0	0	3	0	0(−)
その他の疾病		0	0	1	1	5	0	0(−)
その他		0	0	1	1	13	206	3(−)
訪問延世帯数		56	116					

（3）保健師関係研修（研究）会実施状況

ア　管内保健師業務連絡研究会

表1－（3）－ア　管内保健師業務連絡研究会実施状況

開　催　年　月　日	テーマ	主　　な　　内　　容	参加人員
令和7年4月30日	災害	1　職員紹介（新規採用者・異動者等） 2　本研究会の年間計画 3　今年度の事業紹介 4　野田市災害対策基本情報について（野田市より）	26
令和7年8月4日	地域保健	1　講演：「保健師記録について」 講師：千葉県立保健医療大学　健康科学部看護学科 准教授　細谷　紀子　氏 2　グループワーク	23

イ　所内保健師研究会

表1－（3）－イ　所内保健師研究会実施状況

開　催　年　月　日	主　な　内　容	参加人員
令和7年4月22日	1　保健師現任教育について 2　各課の業務について	6
令和7年10月6日	1　保健師現任教育中間評価について 2　結核研究所研修復命結核研究所研修復命 3　保健師活動領域調査について 4　各課事業予定について情報共有 5　千葉県保健活動業務研究について 6　学生実習について	5
令和8年3月16日	1　保健師現任教育評価について 2　令和7年度事業実績評価・令和8年度　事業計画 3　災害時保健活動マニュアルについて	5

ウ　保健所保健師ブロック研修会

表1－（3）－ウ　保健所保健師ブロック研修会実施状況

開　催　年　月　日	主　な　内　容	参加人員
－	※令和7年度は市川保健所にて実施	－

エ　健康危機管理推進研修会

表１－（３）－エ　健康危機管理推進研修会

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和８年 ２月 25 日	講演１：「令和６年能登半島地震における経験からの学び 震災後に新たに構築した災害対応について」 講師：珠洲市総合病院　総看護師長　舟木　優子　氏 講演２：「災害時における看護科の実際の動きとその後の体制 作りについて ～訪問看護室師長としての経験から～ 講師：珠洲市総合病院　副総看護師長　澤谷　薫　氏 ※看護管理者研修会と合同開催	66

（４）管内看護管理者研修会

表１－（４）看護管理者研修状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和８年 ２月 25 日	講演１：「令和６年能登半島地震における経験からの学び 震災後に新たに構築した災害対応について」 講師：珠洲市総合病院　総看護師長　舟木　優子　氏 講演２：「災害時における看護科の実際の動きとその後の体制 作りについて ～訪問看護室師長としての経験から～ 講師：珠洲市総合病院　副総看護師長　澤谷　薫　氏 ※看護管理者研修会と合同開催	66

２　母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、野田市及び関係機関と連携し、例年、母子保健推進協議会をはじめとする母子保健事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、思春期保健事業などを実施している。

（1）母子保健推進協議会

野田保健所管内の母子保健事業の推進のため、関係機関との連携・調整を図り共通課題について検討した。

表２－（1）母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和７年 12 月 16 日	17 名	テーマ「母子保健における外国人支援について」 （1）野田市母子保健状況 （2）医療機関(産科・小児科)における外国人母子への対応状況 （3）保育施設における外国人母子への対応状況 （4）野田市の取り組みについて （5）その他

（2）母子保健に関する連絡調整会議

管内市と保健所の母子保健担当者が、連携体制の構築や母子保健サービス提供のための情報交換・意見交換を行う。管内１市のため、日々の業務の中で連携体制を構築しており、令和７年度は実施なし。

表２－（2）母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
実施なし	－	－

（3）母子保健従事者研修会

野田保健所管内の体制強化を目的とし、母子保健推進協議会のテーマに関連した内容で開催した。

表２－（3）母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和７年度母子保健従事者研修会	令和８年１月 19 日	28 名 保健師、保育園職員、行政職員等	講演：「在住外国人の妊娠・出産・育児支援について」 講師：聖路加国際大学大学院看護研究科 ウィメンズヘルス・助産学 教授　五十嵐 ゆかり　氏

（4）人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づき、妊娠週別年齢階級別に届出数を計上した。届出数には管外在住者分も含まれている。

表２－（4）人工妊娠中絶届出状況　（単位：人）

区分 / 妊娠週数	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
総数	142	141	89	7	29	15	16	13	8	1	0	0
満7週以前	79	70	45	1	13	8	11	6	5	1	0	0
満8週～満11週	38	41	24	3	7	3	2	6	3	0	0	0
満12週～満15週	6	5	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0
満16週～満19週	11	13	7	0	2	2	3	0	0	0	0	0
満20週～満21週	8	12	9	2	5	1	0	1	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（5）不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。令和7年度の実施はない。

表２－（5）不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし	－	－	－

（6）小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る目的で、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の助成を行っている。

表２－（6）小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度３月 31 日現在）　（単位：件）

疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総数	137	135	134
1　悪性新生物	20	21	22
2　慢性腎疾患	9	9	9
3　慢性呼吸器疾患	4	7	6
4　慢性心疾患	17	16	16
5　内分泌疾患	33	28	26
6　膠原病	5	5	5
7　糖尿病	10	9	10
8　先天性代謝異常	3	5	5
9　血液疾患	2	2	2
10　免疫疾患	1	1	1
11　神経・筋疾患	17	18	18
12　慢性消化器疾患	9	7	7
13　染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	4	4
14　皮膚疾患	1	1	1
15　骨系統疾患	1	1	1
16　脈管系統疾患	1	1	1

（7）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっていることによって、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、児童福祉法第 19 条の 22 の規定により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア　研修会、講演会、交流会等

表２－（7）－ア　研修会、講演会、交流会等の実施内容

名称	実施年月日	参加人数・内訳	内容
令和 7 年度小児慢性特定疾病児童等自立支援研修会	令和７年７月 30 日	22 名（患者家族３名、関係機関職員 19 名）	講演：「こどもの腎臓病を知ろう ～日常生活の工夫～」 講師：千葉県こども病院　腎臓科部長 久野　正貴　氏

イ　療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表２－（７）－イ　療育相談指導内容　（単位：人）

内　　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	0	0	0
家庭看護指導	0	0	0
食事・栄養指導	0	0	0
歯科保健指導	0	0	0
福祉制度の紹介	0	0	0
精神的支援	0	0	0
学校との連絡	0	0	0
家族会等の紹介	0	0	0
その他	0	0	0

ウ　訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表２－（７）－ウ　訪問指導事業実施状況（疾患別）　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	22	16	9
慢性心疾患	7	1	1
慢性呼吸器疾患	4	8	3
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5	3	2
先天性代謝異常	3	2	1
神経・筋疾患	2	2	2
脈管系疾患	1	0	0

エ　窓口相談事業

表２－（７）－エ　相談内容　（単位：人）

内　　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	11	44	70
申請等	6	6	2
医療	0	3	2
家庭看護	3	28	63
福祉制度	1	6	0
就労	0	1	2
就学	0	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	1	0	1

オ　訪問相談員派遣事業

令和４年度より訪問相談員を委嘱し、事業を開始した。

表２－（７）－オ　訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	人　数	回　数	実人員	延人員
令和５年度	1	9	5	9
令和６年度	1	5	4	5
令和７年度	1	1	1	1

（８）療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、令和7年度の申請者は0人だった。

（９）思春期保健相談事業

思春期における心身の変化及び発達の理解と自己肯定感を高めることを目的に、健康教育を実施している。

表２－（９）－ア　思春期保健関係者会議実施状況

名　称	開催年月日	参加者数・職種	内　容
実施なし	－	－	－

表２－（９）－イ　思春期保健事業講演会

名　称	開催年月日	対象者・参加者数	内　容
実施なし	－	－	－

表２－（９）－ウ　思春期保健事業個別相談

名　称	開催回数	相談件数	対象者	内　容
実施なし	－	－	－	－

（１０）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立したことに基づき、優生手術を受けた者に対して一時金を支給している。

表２－（１０）　管内居住者からの相談及び請求受付件数　（保健所受付分）

区分／年度	請求受付件数	相談件数（延）		
		電話等相談	来所相談	計
令 和　5　年 度	0	0	0	0
令 和　6　年 度	0	0	0	0
令 和　7　年 度	0	0	0	0

※　一時金の支給に関する相談及び請求は、健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受付・相談窓口を開設している。

（１１）その他会議や連絡会等

実施なし

（１２）その他相談

実施なし

３　成人・老人保健事業

がん対策事業として、松戸保健所と合同で各市町村のがん検診推進員の育成のための講習会を実施している。令和４年度は新型コロナウイルス感染症の対応・感染拡大のため開催中止としたが、令和５年度から再開した。

（1）がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することによりがん検診の受診率の向上を図る。松戸保健所及び野田保健所が輪番で開催している。

表３　がん検診推進員育成講習会

開　催　年　月　日	参　加　者　数	内　　容
令和８年１月 15 日	37 人	テーマ：「大腸がんについて」～大腸がんで命を落とすのはもったいない～ 千葉県民保健予防財団診療部消火器担当部長兼内視鏡読影班長　医師　山口　和也　氏 対面講習とオンライン配信で開催。

（2）その他のがん対策事業

実施なし

４　一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう、性別・年齢やライフステージに応じた相談を行った。

表４　健康相談実施状況（電話）　　（単位：件）

区分／年度	男	女	総　　数
令和５年度	2	4	6
令和６年度	7	10	17
令和７年度	6	7	13

５　総合的な自殺対策推進事業

自殺対策計画は、地域福祉計画に盛り込まれるため、地域福祉計画審議会に委員として参加した。併せて、パンフレットや冊子等を活用した自殺予防の啓発や相談窓口の周知を行っている。

（1）住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表５－（1）研修会の実施状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
実施なし	―	―	―

（2）その他の会議等

表５－（2）会議等の開催状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
実施なし	―	―	―

６　地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の関係者が連携し、それぞれが有する保健医療社会資源を相互活用し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指し、地域特性に応じた健康支援体制の構築を図るため、平成19年度に事業を開始した。平成26年度からテーマは「食と健康」として活動していたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため活動を縮小した。令和4年度からは、「野田圏域在住者及び在勤者の生活習慣病の予防と健康寿命の延伸のために、地域保健と職域保健が健康づくりに関する情報共有・資源の相互活用に取り組み、健康づくりに関する基本的な4項目について持続可能な活動へつなげていく。」を基本目標に掲げ、新たにテーマを「健康づくり　With（After）コロナ」としてSDGsの視点も入れながら事業を実施した。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が「感染症法の5類」に位置づけられたため、テーマを「健康づくり　After（With）コロナ」として事業を展開した。令和6年度は、長期テーマを「人生100年時代　健康づくりチームのだ」、サブテーマを「踏み出す一歩　健康診断」として、運動、食事、メンタルヘルス、定期的な健康診断の4本の柱を中心に事業を展開した。令和7年度は、サブテーマを「活かそう　健康診断」として、同じく4本の柱を中心に事業を展開した。

表６－（1）野田地域・職域連携推進協議会開催状況

開 催 年 月 日	参 加 数	主　な　内　容
令和7年6月25日	22人	1）会長選出 2）副会長指名、部会長指名 3）令和6年度　野田地域・職域連携推進協議会　実績 4）令和7年度　野田地域・職域連携推進協議会　活動方針 （1）サブテーマについて （2）健康講演会（運動） （3）健康セミナー（栄養） （4）メンタルヘルス講演会 （5）健康診断について （6）いきいき新聞の寄稿について （7）健康づくりに関する啓発物について （8）野田市健康づくり計画について

表６－（２）野田地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和７年 ５月 20 日	16 人	１）令和６年度　野田健康づくり協議会　実績 ２）令和７年度　野田健康づくり協議会　活動方針 （１）サブテーマについて （２）健康講演会（運動） （３）健康セミナー（栄養） （４）メンタルヘルス講演会 （５）中小事業所訪問について （６）いきいき新聞の寄稿について （７）健康づくりに関する啓発物について （８）その他
令和７年 11 月 13 日	12 人	１）報告　健康講演会（運動・身体活動） ２）健康セミナー（食生活・栄養） ３）メンタルヘルス講演会 ４）健康づくりに関する啓発物の作成について ５）中小事業所訪問

表６－（３）共同事業開催状況

開 催 年 月 日	主 な 内 容
令和７年９月 17 日	健康講演会（柏労働基準協会野田支部と共催） 講演：「目指せ産業アスリート！業務を効率化させる日常の身体活動」 講師：東京理科大学　教養教育研究院　教授　柳田　信也　氏 講話：「メンタルヘルス関連」 講師：柏労働基準監督署安全衛生課長 参加：31 人
令和７年 11 月７日 ～令和８年２月 27 日	健康セミナー（YouTube 県公式セミナーチャンネル（オンデマンド配信）） 講演：「健康で輝き続けるための食生活のワンポイント」 講師：東京労災病院 治療就労両立支援センター　管理栄養士　平澤　芳恵　氏 参加：動画再生回数 38 回（申込件数 17 件、申込人数 43 名） ※地域における健康づくり推進事業と合同開催
令和８年１月 27 日	メンタルヘルス講演会（ハイブリット開催） 講演：「中小事業所における療養休暇から復職支援までを考える～まず、何からはじめるか～」 講師：心の風クリニック千葉　精神科医　山内　直人　氏 参加：59 名（会場 26 名、オンライン 33 名）
令和８年３月	中小事業所訪問 対象：野田市内事業所３か所 内容：健康づくりに関する実態調査及び健康づくりに係る情報提供
令和７年８月 ～令和８年３月	啓発物作成・配布 啓発物：ポスター　1,000 部 啓発内容：いきいき新聞記事（野田健康づくり協議会構成機関 10 機関が寄稿）

7　栄養改善事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を目的に、野田市等関係機関との連携のもと生活習慣病の発症予防、望ましい食習慣の周知や食環境整備などに取り組んだ。

（1）健康増進（栄養・運動等）事業

健康づくり及び栄養・食生活の改善に関して、面接・電話等による個別指導、研修会等による集団指導を行った。

表７－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況　（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	（再掲）病態別栄養指導	（再掲）訪問による栄養指導	運動指導	（再掲）病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	（再掲）病態別栄養指導	運動指導	（再掲）病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満（妊産婦・乳幼児を除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上（妊産婦を除く）	1	0	0	0	0	0	0	0	65	27	0	0	0	0	0
（再掲）医療機関等へ委託	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満（妊産婦・乳幼児を除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上（妊産婦を除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア　病態別個別指導

表７－（１）－ア　病態別個別指導状況　（単位：人）

区分／種別	計	生活習慣病	難　病	アレルギー疾　患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0
病態別運動指導	0	0	0	0	0	0

※　生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

表７－（１）－イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
病態栄養教室	令和７年 11 月 17 日	パーキンソン病患者及びその家族	27	１講演「パーキンソン病と向き合うために知っておきたい非運動症状・非薬物療法」 講師：地方独立行政法人　東京都立病院機構 東京都立神経病院　脳神経内科 医師　浅野　友梨　氏 ２講演「飲み込みが難しい方の食事～平時と有事の垣根をなくそう～」 講師：医療法人社団永生会　新八千代病院 栄養管理科　管理栄養士　大嶋　晶子　氏 ※難病相談事業と合同開催

ウ　地域における健康づくり推進事業

表７－（１）－ウ　地域における健康づくり推進事業実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
健康セミナー（YouTube）	令和７年 11 月７日～ 令和８年 ２月 27 日	野田保健所管内の在住者及び在勤者 等	(38 回)	講演「健康で輝き続けるための食生活のワンポイント」 講師：東京労災病院　治療就労両立支援センター 管理栄養士　平澤　芳恵　氏 ※地域・職域連携推進事業と合同開催

エ　国民（県民）健康・栄養調査

表７－（１）－エ　国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
地区指定なし	―	―

オ　特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表７－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－
食品表示基準について (保健事項)	栄　養　成　分	10	10	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	0	－
	そ　の　他　※	0	0	0	0	－
健康増進法第65条第１項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	0	－
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む。)		0	0	0	0	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		0 (0)	0 (0)	0 (0)	－
食品表示基準について (保健事項)	栄　養　成　分	0	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	－
	そ　の　他　※	0	0	0	－
健康増進法第65条第１項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	－
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む。)		0	0	0	－

（　）内は、特定保健用食品再掲

※　栄養成分以外の内容だった場合。（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表７－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	0(0)	0(0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第 65 条第１項（虚偽誇大広告）		0	0
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む。）		0	0

※　栄養機能食品、特定保健用食品を含む。　（ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表７－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数　（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
0(0)	0(0)	0(0)

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表７－（１）－カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個　別		集団指導		
内　容	延人員	内　容	延回数	延参加者数
食生活相談（面接・電話）	1	－	－	－

（2）給食施設指導

給食施設82施設に対し、適切な栄養管理が実施できるよう指導及び助言を個別で実施した。また、施設状況や栄養管理状況の報告を求め、得られた情報を基に集団指導を実施した。

○　給食施設状況

表７－（2）給食施設状況　（単位：件）

施設総数	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設	管理栄養士必置指定施設		調理師のいる施設		調理師のいない施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	管理栄養士数	施設数	調理師数			
82	27	35	16	38	26	28	36	11	2	8	68	154	14	81	54

ア　給食施設指導状況

表７－（2）－ア　給食施設指導状況　（単位：件）

区分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	33	6	16	11
		その他指導施設数	59	11	26	22
	喫食者への栄養・運動指導延人員		0	0	0	0
集団指導	給食管理指導	回数	－	2	2	2
		延施設数	84	32	37	15
	喫食者への栄養運動指導	回数	－	0	0	0
		延人員	0	0	0	0

イ　給食施設個別巡回指導

表７－（２）－イ　給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
合　計		82	33	27	8	16	9	28	13	11	3
指定施設①	計	2	2			2	2				
	学校										
	病院	2	2			2	2				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300食/回，750食/日以上（指定施設を除く）②	計	18	4	14	2	1	1	3	1		
	学校	15	2	13	2			2			
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	2	1	1				1	1		
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
100食/回,250食/日以上(①,②除く)	計	42	16	8	3	12	6	16	6	6	1
	学校	3	2	1				2	2		
	病院	4	4			4	4				
	介護老人保健施設	4	1	2	1	2					
	介護医療院										
	老人福祉施設	9	3	4	2	5	1				
	児童福祉施設	17	4	1		1	1	13	3	2	
	社会福祉施設										
	事業所	4	1							4	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1	1					1	1		
その他の給食施設	計	20	11	5	3	1		9	6	5	2
	学校	2	2	1	1			1	1		
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院	1	1							1	1
	老人福祉施設	4	2	2	1	1		1	1		
	児童福祉施設	7	2	1				3	1	3	1
	社会福祉施設	4	3	1	1			3	2		
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	2	1					1	1	1	

ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表７－（２）－ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導　　（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届 出 数	2	2	35
指 導 数	5	0	20

エ　給食施設集団指導

表７－（２）－エ　給食施設集団指導状況

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
給食施設管理者・従事者研修会（YouTube）	令和７年７月３日～8月29日	給食施設管理者、従事者等	（177回）	講話：「給食施設における衛生管理について」 講師：千葉県野田保健所　食品衛生監視員 説明：「給食施設における栄養管理について」 説明者：千葉県野田保健所 栄養指導員
給食施設従事者研修会（YouTube）	令和7年12月1日～令和8年1月9日	給食施設管理者、従事者等	（92回）	講演：「安全で美味しい給食提供のために～食物アレルギー対応で大切なこと～」 講師：十文字学園女子大学 人間生活学部 健康栄養学科准教授　林　典子 氏

（３）健康ちば協力店推進事業

表７－（３）－ア　健康ちば協力店登録状況

令和７年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
0	0	0	1

表７－（３）－イ　健康ちば協力店推進事業実施状況

区　分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回　数	延人員	回　数	延店舗数	延人員	回　数	延人員
個別指導	－	2	－	0	0	－	0
集団指導	1	215	0	0	0	0	0
合　　計	－	217	－	0	0	－	0

（4）栄養関係団体等への育成・支援

表７－（4）栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名　　称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
（一社）千葉県調理師会 野田支部	25 人	・調理師の資質向上　等 ・総会（書面開催）	千葉県調理師講習会の周知支援	－

（5）管内行政栄養士研究会等の開催

表７－（5）管内行政栄養士研究会等の開催状況

名　　称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養業務連絡会	1	4	情報交換等

（6）調理師試験及び免許関係

表７－（6）調理師試験及び免許取扱状況　　（単位：名）

年　　度	調理師試験			免許交付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和５年度	16	11	68.8	38	7	7
令和６年度	14	10	71.4	34	9	10
令和７年度	9	7	77.8	43	4	7

８　歯科保健事業

千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、リーフレット等を活用した歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行っている。令和７年度の実施はない。

（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表８－（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

（2）その他（各保健所の独自事業）

表８－（2）その他（各保健所の独自事業）

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

９　精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）」に基づく相談業務、法施行業務を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する支援、措置入院者等の退院後支援等を行い、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業や心神喪失者等医療観察法に関する会議等に参画し、地域精神保健福祉活動等を行っている。

（１）精神保健福祉相談関連

精神保健福祉相談員等が、措置入院に係る対応や、地域支援機関等と連携しながら、相談・訪問・電話等により、精神保健福祉に関する相談に随時応じているほか、精神科医師による定例相談も実施している。相談内容は、診療に関すること、生活支援、社会復帰、依存症、認知症等と広範にわたる。

表９－（１）－ア　精神保健福祉に関する相談対応の総数（対象者の性・年齢別）　（単位：人）

	実人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和５年度	65	35	30	0	7	19	27	12	0	117
令和６年度	44	28	16	0	2	15	22	5	0	140
令和７年度	54	28	26	0	4	16	30	4	0	133
野田市	52	28	24	0	3	15	30	4	0	131
管外・不明	2(8)	0	2	0	1	1	0	0	0	2
相　談	27(8)	13(4)	14(4)	0(0)	2(1)	9(4)	13(3)	3(0)	0(0)	49(8)
訪　問	27(1)	15(0)	12(1)	0(0)	2(0)	7(0)	17(0)	1(0)	0(0)	84(1)
電　話										1023
その他										1

※１　相談、訪問の実人員は重複あり。

※２　精神科医師による定例相談については（　）に内数で掲載

※３　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

※４　令和７年度分より計上方法を変更。（通報件数含む）

表９－（１）－イ　精神科医師による定例相談

実　施　日	時　　間	場　　所
毎月　第２　金曜日	14：00～16：00	保健所（健康福祉センター）
毎月　第４　金曜日	14：00～16：00	

※　件数は、表９－（１）－ア「相談・訪問の（　）内」及び表９－（１）－エ「医学的指導」で計上。

表９－（１）－ウ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（相談の種別、延数別）　（単位：人）

		令和５年	令和６年	令和７年	相談	訪問	電話	その他
延人数		155	140	1,157	49	84	1,023	1
精神保健福祉	診療に関するこ	97	67	763	29	59	674	1
	社会復帰	9	4	149	5	22	122	0
	生活支援	12	55	53	3	0	50	0
	その他の相談	16	8	141	5	3	133	0
嗜癖関連問題に関	アルコール	7	3	12	3	0	9	0
	覚醒剤	1	0	0	0	0	0	0
	その他の薬物	0	0	0	0	0	0	0
	ギャンブル	0	0	5	2	0	3	0
	ゲーム	0	0	0	0	0	0	0
摂食障害の相談		0	0	1	0	0	1	0
心の健康相談		0	2	16	2	0	14	0
思春期の相談		9	0	6	0	0	6	0
老年期の相談		3	0	3	0	0	3	0
てんかん		0	0	0	0	0	0	0
うつ・うつ状態		0	0	1	0	0	1	0
その他の相談		1	1	7	0	0	7	0

※　令和７年度分より計上方法を変更。（電話相談及びその他の対応件数、相談種別にゲーム、うつ・うつ状態の項目を追加）

表９－（１）－エ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（援助の内容、延件数）　（単位：件）

	延件数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和５年度	259	16	61	16	5	17	81	63
令和６年度	210	10	25	49	10	16	59	41
令和７年度	1,157	21	129	14	26		938	29

※１　援助内容は重複あり。

※２　令和７年度分より計上方法を変更。（表頭の「紹介・連絡」項目を削除）

（2）措置入院関係

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を行う。措置診察が必要と判断された者には、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院もしくは緊急措置入院の要否を判断する。措置入院が必要と判断された者に対しては、入院先医療機関までの移送を実施する。

表９－（２）－ア　申請･通報･届出等に係る対応状況（条文別）　（単位：件）

	申請・通報・届出等件数	措置診察の必要がないと認めた者	措置診察実施（法第27条）		緊急措置診察実施（法第29条の2）		措置業務に係る移送業務（法第29条の2の2）		
			措置入院	措置不要	緊急措置入院	緊急措置不要	1次移送	2次移送	3次移送
令和5年度	24	4	19	1	6	0	0	0	5
令和6年度	10	2	8	0	0	6	0	0	0
令和7年度	23	11	10	1	3	1	0	0	4
法第22条 一般人の申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官の通報	16	7	7	1	3	1	0	0	4
法第24条 検察官の通報	3	0	3	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長の通報	4	4	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 通報等に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1　「申請・通報・届出等件数」は受理日で集計。

※2　精神保健指定医２名以上による診察を「措置診察」、緊急性が高く精神保健指定医１名による診察を「緊急措置診察」とする。

※3　緊急措置入院後は、原則として措置診察を実施することとなるが、緊急措置入院中に措置症状消退となることもある。

※4　措置不要には、措置入院以外の入院や入院にならなかった者を含む。

※5　１次・２次移送は、措置診察実施場所までの移送、３次移送は措置入院先医療機関までの移送。

表９－（２）－イ　申請・通報・届出に係る対応状況（性別・年齢別）　【再掲】

（単位：人）

	人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	13	8	5	0	0	5	8	0	0	32
電話										128
その他										0

※　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

（３）精神障害者の退院後支援

措置入院者等に対しては、平成30年に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を元に、千葉県で作成した「精神障害者の退院後支援マニュアル」に基づき、帰住予定地を管轄する保健所が退院に関する支援を行う。同マニュアルに基づく支援の対象外とした者については、通常対応として支援を行う。

表９－（３）　精神障害者の退院後支援に係る対応状況　（単位：人・件）

	支援対象者	支援計画作成あり	会議開催数
合計	14	0	0

※１　支援対象者とは措置入院をした者。（帰住予定先を管轄する保健所が実施する。）

※２　支援計画作成ありとは支援対象者のうち、本人の同意が得られ計画を作成した者。

（4）管内精神科医療機関からの届出等

精神保健福祉法に基づき、管内医療機関から各種届出等が提出される。

表９－（4）　管内精神科医療機関からの届出等件数　（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
措置入院者の定期病状報告書	0	0	0
措置入院者の症状消退届	11	11	11
医療保護入院者の入院届	305	377	403
医療保護入院者の入院期間更新届	―	474	820
医療保護入院者の退院届	300	382	410
医療保護入院者の定期病状報告書	301	―	―
応急入院届	0	0	0
措置入院者転院申請書	3	2	3
仮退院許可申請書	0	0	0
再入院届	0	0	0

※１　「医療保護入院者の入院期間更新届」は、令和６年度より新設。

※２　「医療保護入院者の定期病状報告書」は、令和６年度より廃止。

（5）医療保護入院等のための移送（法第３４条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院が行われる状態にない場合、家族等の同意があるときはその者を応急入院指定病院に移送し、精神障害者の医療及び保護を図ることとしている。

表９－（５）医療保護入院等のための移送対応状況　（単位：件）

	受付件数	診察件数	移送件数
令和５年度	―	―	―
令和６年度	―	―	―
令和７年度	―	―	―

（6）心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所・医療機関主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から同法が施行されたことに伴い、保健所においても各種会議への参加等が求められている。

表９－（６）医療観察法に係る会議への参加　（単位：件）

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	－	1	1

※　「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

（7）その他精神保健福祉関係

地域の実情に応じて、会議や研修会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、各関係機関との連携を深めている。

表９－（７）－ア　会議・講演会等開催

名称	開催日	参加人数（人）	対象者等
－	－	－	－

表９－（７）－イ　講師派遣

名称	日時	内容
野田市地域包括支援センター研修会	10月29日	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

表９－（７）－ウ　その他

名称	日時	内容
－	－	－

表９－（７）－エ　組織育成・運営支援　（単位：件）

	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	－	－	－	－

１０　肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充された。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表１０　肝炎治療特別促進事業受給者状況　　（単位：人）

治療 / 年度	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和 5 年度	70	0	13
令和 6 年度	79	0	5
令和 7 年度	88	0	12

１１　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B 型･C 型ウイルスに起因する肝がん･重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成 30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療も対象となり、過去12か月で高額療養費限度額を超えた3月目から助成対象となった。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表１１　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況　　（単位：人）

治療 / 年度	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 5 年度	4	0	4
令和 6 年度	3	0	3
令和 7 年度	4	0	4

１２　難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、難病法施行前の 56 疾患（特定疾患）から徐々に拡大し、348 疾病（指定難病）となっている。

なお、指定難病に移行していない 4 疾患については、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、引き続き治療が必要な方の更新申請のみ受け付けている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表１２－（１）特定疾患治療研究費受給者状況　　（単位：件）

疾患名＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	2	1	0
スモン	2	1	0

表１２－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況　　（単位：件）

疾患名＼年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数		1,331	1,392	1,467
1	球脊髄性筋萎縮症	2	3	3
2	筋萎縮性側索硬化症	13	15	15
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1
5	進行性核上性麻痺	8	9	13
6	パーキンソン病	132	143	164
7	大脳皮質基底核変性症	6	4	7
8	ハンチントン病	1	1	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	2
11	重症筋無力症	36	38	36
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	24	26	26
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	6	6
16	クロウ・深瀬症候群	2	1	1
17	多系統萎縮症	13	12	12
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	34	33	30
19	ライソゾーム病	1	1	1
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1
21	ミトコンドリア病	0	1	1
22	もやもや病	10	9	12
23	プリオン病	0	1	0
27	突発性基底核石灰化症	0	0	1
28	全身性アミロイドーシス	7	6	9
30	遠位型ミオパチー	0	1	1
34	神経線維腫症	2	3	3
35	天疱瘡	14	12	12
36	表皮水疱症	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	2
40	高安動脈炎	5	5	5
41	巨細胞性動脈炎	3	3	5
42	結節性多発動脈炎	3	4	3
43	顕微鏡的多発血管炎	15	22	30

	疾患名 ＼ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	4	5
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	7	11
46	悪性関節リウマチ	10	9	8
47	バージャー病	2	1	3
49	全身性エリテマトーデス	85	92	95
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	31	31	31
51	全身性強皮症	34	32	29
52	混合性結合組織病	4	4	7
53	シェーグレン症候群	34	32	34
54	成人発症スチル病	9	8	10
55	再発性多発軟骨炎	1	1	2
56	ベーチェット病	23	22	24
57	特発性拡張型心筋症	22	21	26
58	肥大型心筋症	6	6	7
59	拘束型心筋症	1	1	1
60	再生不良性貧血	13	16	14
61	自己免疫性溶血性貧血	3	2	5
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	6	6	6
63	特発性血小板減少性紫斑病	14	16	16
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	0	0
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3
66	IgA 腎症	11	12	16
67	多発性嚢胞腎	19	19	19
68	黄色靱帯骨化症	11	11	11
69	後縦靱帯骨化症	51	55	56
70	広範脊柱管狭窄症	3	4	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	27	25	26
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	3	3
75	クッシング病	1	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	7	8
78	下垂体前葉機能低下症	21	22	26
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0	1	1

	年度 疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
84	サルコイドーシス	13	12	11
85	特発性間質性肺炎	25	25	33
86	肺動脈性肺高血圧症	8	8	9
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	3	4
90	網膜色素変性症	45	42	43
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	20	22	20
94	原発性硬化性胆管炎	2	3	1
95	自己免疫性肝炎	9	12	7
96	クローン病	61	63	64
97	潰瘍性大腸炎	207	222	221
98	好酸球性消化管疾患	1	0	1
107	若年性特発性関節炎	1	1	1
109	非典型溶血性尿毒症症候群	1	1	0
111	先天性ミオパチー	1	1	1
113	筋ジストロフィー	3	3	4
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1	1	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1
127	前頭側頭葉変性症	2	2	2
138	神経細胞移動異常症	1	1	1
144	レノックス・ガストー症候群	0	1	1
156	レット症候群	1	1	1
158	結節性硬化症	3	4	4
161	家族性良性慢性天疱瘡	1	1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3	2	5
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	3	2	2
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2
171	ウィルソン病	1	1	1
208	修正大血管転位症	1	1	1
210	単心室症	1	2	2
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	3	2	2
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2	2	2
215	ファロー四徴症	2	3	4

年度 / 疾患名		令和5年度	令和6年度	令和7年度
216	両大血管右室起始症	1	1	1
220	急速進行性糸球体腎炎	4	4	3
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群	17	19	18
224	紫斑病性腎炎	2	3	2
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	3	3
227	オスラー病	1	1	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	2
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	1	1
240	フェニルケトン尿症	3	3	3
247	イソ吉草酸血症	1	1	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	1	1
266	家族性地中海熱	2	2	2
271	強直性脊椎炎	11	10	11
283	後天性赤芽球癆	1	1	2
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	1	1
296	胆道閉鎖症	1	1	1
300	IgG4関連疾患	4	5	5
301	黄斑ジストロフィー	2	2	2
306	好酸球性副鼻腔炎	36	40	40
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	2	2

※受給者なしの疾患は省略。

（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表１２－（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況　（単位：人）

年度	受給者数
令和5年度	10
令和6年度	9
令和7年度	11

（４）難病相談事業

ア　在宅療養支援計画策定・評価事業

表１２－（４）－ア　在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況　（単位：人）

区分／年度	支援計画策定実施件数	支援計画評価実施件数	構成員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和５年度	2	5	－	－	15	2	11	15
令和６年度	10	10	1	－	18	4	10	44
令和７年度	4	4	-	-	9	2	12	13

イ　訪問相談事業

（ア）訪問相談員派遣事業

表１２－（４）－イ－（ア）訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	訪問相談員人数	回数	相談者	
			実人員	延人員
令和５年度	5	14	10	14
令和６年度	4	24	14	24
令和７年度	4	14	11	14

（イ）訪問相談員育成事業

表１２－（４）－イ－（イ）訪問相談員育成事業実施状況

区分／年度	実施日	主な内容	職種	人数
令和5年度	5月30日	訪問時の感染対策について	難病訪問相談員	5
	11月30日	・コミュニケーション機器の基礎知識と導入支援についての講演 ・コミュニケーション機器の実践	難病訪問相談員 介護支援専門員 理学療法士 言語聴覚士 作業療法士 相談支援専門員	15
令和6年度	8月15日	・在宅難病患者の災害対策	難病訪問相談員 介護支援専門員 社会福祉士 作業療法士 相談支援専門員	28
	3月12日	・ALS患者におけるリハビリテーション医療とチームアプローチ	難病訪問相談員 作業療法士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員	43
令和7年度	5月30日	・「自分らしく生きる ～重度障害者の在宅介護を家族としての役割から支援者へ望むこと～」	難病訪問相談員 保健所職員	9
	2月26日	・在宅人工呼吸器の機能、災害への備え対処法や企業での取り組みについて	難病訪問相談員 保健センター 保健所職員	10

ウ　医療相談事業

表１２－（４）－ウ　医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和 7 年 11 月 17 日	27	野田地域職業訓練センター	パーキンソン病	・パーキンソン病と向き合うために知っておきたい非運動症状・非薬物療法 ・飲み込みが難しい方の食事～平時と有事の垣根をなくそう～ ※病態栄養教室と合同開催	6

エ　訪問指導事業

表１２－（４）－エ　訪問指導事業実施状況（疾患別）　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	40	21	26
筋萎縮性側索硬化症	32	18	23
多系統萎縮症	8	3	3
パーキンソン病	－	－	－
脊髄小脳変性症	－	－	－
進行性核上麻痺	－	－	－
下垂体前葉機能低下症	－	－	－
大脳皮質基底核変性症	－	－	－
スモン	－	－	－
前頭葉側頭葉変性症	－	－	－
後靭帯骨化症	－	－	－

オ　訪問診療等事業

表１２－（４）－オ　訪問診療等事業実施状況　（単位：人）

区分／年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）訪問リハビリテーションも含む。

カ　窓口相談事業

表１２－（４）－カ　相談内容　（単位：人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	31	59	44
申請等	11	23	26
医療	8	8	6
家庭看護	5	22	11
福祉制度	3	4	
就労	－	－	－
就学	－	－	－
食事・栄養	－	－	－
歯科	－	－	－
その他	4	2	1

キ　難病対策地域協議会

表１２－（４）－キ　難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内容
実施なし	－	－	－	－

１３　受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年７月１日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和２年４月１日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施する。

表１３－（１）問合せ・苦情届出状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	7	3	4	－	－	－
令和６年度	9	－	7	－	－	2
令和７年度	7	－	5	－	－	2

表１３－（２）立入検査状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－	－	－

１４　市町村支援

野田市からの委嘱等を受け協議会及び委員会等に、広域的な立場で参加した。

表１４　市町村への支援状況

項目／市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
野田市	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	2	課	老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること	－	－	－
	野田市地域福祉計画審議会	0	課	地域福祉計画に関係する事業実施報告及び今後の取り組み　他	－	－	－
	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	1	課	障がい者等の支援の困難事例の対応、障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること	－	－	－
	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会　専門部会（こども部会）	3	保	障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。障がいを理由とする差別を解消するための取組について	－	－	－
	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会　専門部会（医療的ケア児部会）	2	保	障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。障がいを理由とする差別を解消するための取組について	－	－	－
	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会　専門部会（相談支援部会）	2	精	障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること	－	－	－
	野田市人権・男女共同参画推進審議会	2	課	人権に関する施策及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑な実施の推進に関すること	－	－	－
	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会	1	課	DV の問題について、関係機関の連携を強化し、暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援に関する対策の総合的な推進に関すること	－	－	－
	野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会	1	課	高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び高齢者に対する支援に関すること	－	－	－
	野田市特別支援教育連携協議会	2	課	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援体制の推進に関すること	－	－	－

＊職種：課（課長）、保（保健師）、精（精神保健福祉相談員）

１５　福祉関係事業

（１）民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っている。市の区域に配置されている委員の委嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表１５－（１）民生委員・児童委員配置状況（令和７年３月31日現在）（単位：人）

年度	定 数	現　　員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和５年度	206	185	16	201	82	119
令和６年度	206	190	16	206	86	120
令和７年度	206	185	16	201	83	118

（２）児童福祉

「児童福祉法」に基づき児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とし、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当支給する。また、家庭で監護されている 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障害児の場合は 20 歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父若しくは母、又は養育者に対して手当を支給している。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子家庭等の経済的自立とその児童（子）の福祉向上を図るため、母子・父子自立支援員が相談指導に当たるとともに、資金の貸付を行っている。

ア　児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親、または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安全と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当認定事務は平成 14 年 8 月に市へ移譲されている。

イ　特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当の認定及び支給を行った。

表１５－（２）　特別児童扶養手当受給状況　　（単位：人）

区分／年度	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和 5 年度	237	26	17	88	117	1	－	115	134
令和 6 年度	248	29	17	95	117	1	－	125	134
令和 7 年度	250	22	18	103	123	1	－	126	141

（注）1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

（３）母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

表１５－（３）　母子・父子福祉資金貸付状況　　（単位：千円）

区分／年度	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和７年度	－	－	6,160	－	－	－	－	－	－	－	213	－

（４）高齢者福祉

千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）によれば、野田市の 65 歳以上人口は 47,693 名（31.1%）となっており、高齢化が進展している。

満百歳者に対し、祝品等の贈呈事業や公的年金を受給していない老人福祉施設入所者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア　百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈した。

表１５－（４）－ア　百歳者　　（単位：人）

区分／年度	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和５年度	42	5	37
令和６年度	39	9	30
令和７年度	54	4	50

イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金等を受給していない人に対し、法外援護給付金を支給する事務を行った。

表１５－（４）－イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分／年度	支給実人員（人）	支給総額（円）
令和５年度	6	333,700
令和６年度	5	197,400
令和７年度	3	169,200

（５）障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という。）に基づき、平成 19 年から健康福祉センターの所管区域ごとに広域専門指導員が知事から委嘱されている。障害のある人への差別に関する相談、個別の事案解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げるための周知活動を行っている。

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して市へ補助金を交付するとともに、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助金を交付している。

ア　在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に市が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表１５－（５）－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分／年度	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和 5 年度	147	7,547,125	－	－
令和 6 年度	151	7,136,250	－	－
令和 7 年度	153	7,149,225	－	－

イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児･者に対し、日常生活用具の取付けに必要な経費を助成した。

表１５－（５）－イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

年度	件数（件）	内　　容	補助金（円）
令和 5 年度	5	移動又移乗支援用具・火災報知器・自動消火器	67,788
令和 6 年度	1	移動又は移乗支援用具	22,000
令和 7 年度	1	移動又は移乗支援用具	30,000

ウ　障害者差別相談事業

障害者条例に基づき広域専門指導員が障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動をしている。

表１５－（５）－ウ　障害者差別相談状況　　（単位：件）

区分／年度	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談 実件数	虐待の相談 活動件数		
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14	223
令和６年度	1	3	2	－	－	1	－	－	－	－	13	68
令和７年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	91

エ　地域相談員の委嘱

知事に委嘱された地域相談員は福祉、雇用、教育など様々な分野に関して地域の身近な窓口として相談に応じている。

表１５－（５）－エ　地域相談員委嘱状況　　（単位：人）

区分／年度	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和５年度	7	4	3	14	7	7
令和６年度	6	2	3	11	7	4
令和７年度	7	4	3	14	7	7

オ　地域相談員等研修会

障害者条例に基づき、地域相談員を設置しており、地域相談員の活動が円滑に実施できるよう、知識と理解を深めることを目的に研修会を開催した。

表１５－（５）－オ　地域相談員等研修会

<table>
<tr><th>開催年月日</th><th colspan="2">参　加　者</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和 7 年
10 月 29 日</td><td>地域
相談員</td><td>その他</td><td rowspan="2">講演：「日常生活自立支援事業について」
講師：社会福祉法人　野田市社会福祉協議会
野田市成年後見支援センター
中野　徹也　氏</td></tr>
<tr><td>8 名</td><td>13 名</td></tr>
</table>

（６）配偶者暴力相談支援センター事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、当センターは配偶者暴力相談支援センターに指定され、女性相談支援員が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表１５－（６）配偶者暴力相談支援状況　（単位：件）

区分／年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちＤＶ	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちＤＶ	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちＤＶ	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちＤＶ	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和５年度	35	10	0	7	5	3	0	3	30	7	0	4	0	0	0	0
令和６年度	21	3	0	3	1	0	0	0	20	3	0	3	0	0	0	0
令和７年度	23	10	0	9	3	2	0	2	20	8	0	7	0	0	0	0

区分／年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
令和５年度	0	3	0	0	0
令和６年度	0	1	0	2	0
令和７年度	0	1	0	0	0

（７）戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付券・修理券の交付事務や乗車引換券の変更事務を行っている。

ア　管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及び JR 乗車券の引換証（変更）の交付を行っている。令和７年度の実施はない。

表１５－（７）－ア　管内戦傷病者数及び援護状況　　（単位：件）

区分／年度	戦傷病者手帳所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変更）の交付
令和５年度	1	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族又は戦傷病者の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣から委託されている。

表１５－（７）－イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況　（単位：人）

市町村	野田市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	0	0

（８）児童手当事務指導監査

「市町村における児童手当事務の指導監査の実施について」（昭和 47 年 4 月 20 日児発第 244 号厚生労働省児童家庭局長通知）に基づき、令和 6 年度に監査を実施した。2 年に 1 回の実施のため、次回は令和 8 年度実施予定。

表１５－（８）児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
野田市	－	実施	－

（９）中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成 16 年 10 月から社会福祉法人「いちいの会」が県からの委託を受け、「中核地域生活支援センターのだネット」の活動をしている。連絡調整会議では「野田圏域中核地域生活支援センター連絡調整会議運営要綱」に基づき委員を招聘するにあたっての助言、委員として連絡調整会議への出席をしている。

表１５－（９）中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開　催　日	令和 8 年 2 月 10 日
場　　所	野田市総合福祉会館
内　　容	【議題】 （１）中核地域生活支援センターのだネットの実績報告 （２）医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業について （３）野田特別支援学校の取り組みについて
構成員・参加者人数	22 人